

議第198号から議第201号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

| 議案番号 | 公の施設の名称 | 指 定 管 理 者 | 指 定 期 間 |
|------|---|---|---------------------------------|
| 198 | 京 都 市 深 草 墓 園 | 京都市東山区円山町463番地 公益財団法人京都市都市緑 化協会 | 平成31年4月1 日から平成35年 3月31日まで |
| 199 | 京都市老人保養セ ンター | 神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式 会社 | 平成31年4月1 日から平成36年 3月31日まで |
| 200 | 京都市景観・まち づくりセンター、 京都市市民活動総 合センター、京都 市福祉ボランティア センター及び京 都市長寿すこやか センター（共用部 分等） | 京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福 祉協議会 | 平成31年4月1 日から平成35年 3月31日まで |
| 201 | 京都市福祉ボラン ティアセンター | 同 上 | 同 上 |

提案理由

京都市深草墓園ほか2施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。